

広島県告示第千二百四十三号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定によつて、次の地域を農業振興地域に指定する。

その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県広島地域事務所農林局に備え置いて、縦覧に供する。

平成十九年十二月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	区 域
廿日市農業振興地域	<p>廿日市市玖島、永原、峠、友田、河津原、津田、浅原、虫所山、飯山、中道、栗栖及び吉和のうち、別図で黄色に着色した部分（平成十五年廿日市市告示第九十二号で定められた都市計画の用途地域）、紫色に着色した部分（平成十一年農林水産省訓令第二号に基づき定められた国有林の林班番号九六から一〇五まで、二四一から二七一まで、二八四から二八七まで及び二九三から三〇〇までの区域）、赤色に着色した部分（平成十七年広島県告示第千三百四十八号で太田川地域森林計画に定められた旧佐伯町の民有林の林班番号四、四三から四七まで、五〇から五四まで、五七から六六まで、七八、九四から九六まで、一二〇から一二九まで、一五二から一五五まで、一七〇、一七五から一七七まで、一八〇、一九五、一九六、二〇四、二〇九から二一二まで、二一四から二一六まで、二一九、二二五、二二六、二四〇及び二四一並びに旧吉和村の民有林の林班番号二、三、七から九まで、一二、三六、四六から四八まで、五〇、五六、六一から六六まで、九二、九三、一〇六、一〇七、一二五、一三二、一四九、一五〇、一五七から一五九まで、一七〇、一七一、一七三、一七四、一七七から一七九まで、一八一、一八二、一八四、一八五、一八八及び一八九の区域）及び桃色に着色した部分（昭和四十四年厚生省告示第五号で指定された西中国山地国定公園の区域）に該当する土地の区域を除いた区域（別図略）。</p>